

# 業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2022年3月30日

電力広域的運営推進機関

- 再生可能エネルギーの主力電源化等を踏まえた設備形成等を行うため、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、以下の変更以外に、技術的な規定の変更等も実施しております。
  1. 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）  
【スライド 2 ～ 27】
    - マスタープランを踏まえた計画策定プロセスの検討開始等に関する変更
  2. N - 1 電制本格適用に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド 28 ～ 39】
    - N - 1 電制の本格適用に関する変更

1. 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）  
【スライド2～27】
  - マスタープランを踏まえた計画策定プロセスの検討開始等に関する変更
2. N-1電制本格適用に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド28～39】
  - N-1電制の本格適用に関する変更

広域機関では、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換に向け、系統設備形成、系統利用のあり方の検討を進めている。



- 広域連系系統の設備形成は、マスタープランとして系統のあるべき姿を示し、将来の電源導入の見込みから系統混雑を想定し、費用便益評価※<sup>1</sup>により系統増強を判断する規律に移行。
- 電源の接続に伴う系統増強も、都度の電源申込みや系統混雑の過去実績のみで判断するのではなく、将来の電源導入の見込みとの協調を図りつつ判断する設備形成を目指しており、系統利用については混雑を許容するルール※<sup>2</sup>に移行。

※<sup>1</sup> 評価算定期間内の年度毎の費用と便益を想定し、現在と将来の貨幣価値を合わせるため、割引率により将来の貨幣価値を現在価値に換算し、合計した費用及び便益により評価する。便益としては、広域メリットオーダーに基づいた潮流シミュレーションの結果により系統を増強した場合（With）と増強しない場合（Without）の総コストの差分（燃料費削減やCO<sub>2</sub>対策費削減等）を算出。

※<sup>2</sup> 既存系統を有効活用し早期の再エネ導入を進める「日本版コネクト&マネージ」の取組の1つであるノンファーム型接続について、2021年1月より全国の空き容量の無い基幹系統に適用（2022年4月以降の接続検討申込み分から空き容量のある基幹系統に対してもノンファーム型接続へ移行する方向）。



将来の電源導入の見込みとの協調を図りつつ判断する設備形成や、混雑を許容した系統利用ルールへ移行していくことを踏まえると、広域連系系統の設備形成に係る現行の計画策定プロセスの検討開始要件の変更等が必要。

[変更内容]

(計画策定プロセスの開始要件の変更等)

- 将来の電源の開発動向を基に広域連系システムの混雑を把握し費用便益評価を行った結果、システムの混雑を緩和（系統増強）することによる便益が系統増強の費用を上回る場合、広域機関は計画策定プロセスを開始する旨規定（マスタープランから整備計画を具体化）するとともに、広域連系システムの過去の混雑実績を指標とした要件等を削除
- 電気供給事業者は広域連系システムの混雑により発電設備等の出力に制限が生じており、制限されることで事業性に影響すると判断した場合、系統増強するよう申し出ることができる旨規定するとともに、電気供給事業者の提起のうち「広域的取引の環境整備に関する提起」及び「電源設置に関する提起」に関する規定を削除
- 計画策定プロセスにおけるファーム電源を募集する仕組みである「電気供給事業者の募集手続き」に関する規定を削除

(その他)

- 業務規程及び送配電等業務指針の記載を適正化（主に送配電等業務指針から業務規程に移設）

[変更内容]

【業務規程第26条、第51条、第52条、第53条、第54条、第56条、第58条、第59条、第60条、第61条、第72条】<変更>

【業務規程第48条の2、第51条の2、第51条の3、第51条の4、第56条の2、第56条の3、第56条の4、第59条の2、第59条の3】<新設>

【業務規程第57条、第66条、第73条】<削除>

【送配電等業務指針第34条、第42条、第43条、第46条、第47条、第48条、第53条、第85条、第91条、第120条】<変更>

【送配電等業務指針第34条の2、第42条の2】<新設>

【送配電等業務指針第32条、第33条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第44条、第45条、第49条、第50条、第51条】<削除>

※下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
電力ネットワークの次世代化に向けた中間とりまとめ（2021年9月3日）から抜粋

## マスタープラン策定の基本方針

(基本的考え方)

- 再エネの大量導入等に対応しつつ、レジリエンスを抜本的に強化した次世代型ネットワークに転換していくため、中長期的な再エネ電源の導入状況を念頭に置きつつ、ネットワークの複線化等を進めることを基本的な方向性とする。
- その際、前提となる電源ポテンシャル等の諸条件については、相当程度不確実性が伴うことを踏まえ、例えば、将来的な再エネの導入量について、複数のシナリオを設定することとする。

(目標時期及び対象送電線等)

- 大規模な送電線の増強は10～15年程度かかる一方、現行のエネルギーミックスが2030年度を目標としていること、また、各電気事業者が毎年経済産業大臣に提出する供給計画の期間が10年であることを踏まえ、まずは目標時期として2030年度を基本としつつ、その先も可能な範囲で視野に入れる。
- マスタープランに盛り込む送変電設備は、偏在する再エネポテンシャルを広域的運用により活かす電力ネットワークの将来像を示すというマスタープランの趣旨に鑑み、広域的運用に資する地域間連系線及び地内基幹系統とすることを基本とする。

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
電力ネットワークの次世代化に向けた中間とりまとめ（2021年9月3日）から抜粋

## マスタープランに基づく基幹系統の増強判断方法

- 2017年に電力広域機関が策定した広域系統長期方針において、**送電ネットワークの形成を効率的に行うため、社会的便益を総合的に評価する費用便益評価により増強判断を行う考え方**が盛り込まれ、東北東京間連系線や新々北本連系設備の増強判断に際し、費用便益評価が行われた。
- 今後、再エネの大量導入等に向けて更に効率的に送電ネットワークの形成を行うため、**各エリア内の基幹系統**についても、これまで実施してきた募集プロセス等ではなく、**費用便益評価に基づき、その増強方針をマスタープランとして策定**していく。
- その上で、想定した電源設置が実際には行われないうことで無駄な増強とならないよう、増強が望ましいと判断された**送電線の増強に着手するタイミング**については、**増強判断の前提となった電源設置に係る進捗を踏まえて、費用便益がある蓋然性が高い状況等となったことを確認したタイミング**とする。

電力広域機関「広域系統長期方針」2017年3月 抜粋

### (2) 費用対便益に基づく流通設備増強判断

これまで、連系する電源の設備容量に応じる等、確定論的な増強クライテリアにより投資判断を行ってきた。

想定潮流の合理化、精度向上に取り組んだとしても、想定潮流が運用容量を上回ることが見込まれる場合には、このクライテリアにより流通設備増強の要否を判断する必要がある。

今後、混雑発生を許容した電源連系を行う場合は、長期的な潮流シナリオに基づく確率論的な想定潮流により、設備増強に伴う年間総発電費用の低減効果、供給力や系統維持能力が向上することの価値等の社会的便益を総合的に評価した上で投資の合理性を判断するといった手法が考えられる。



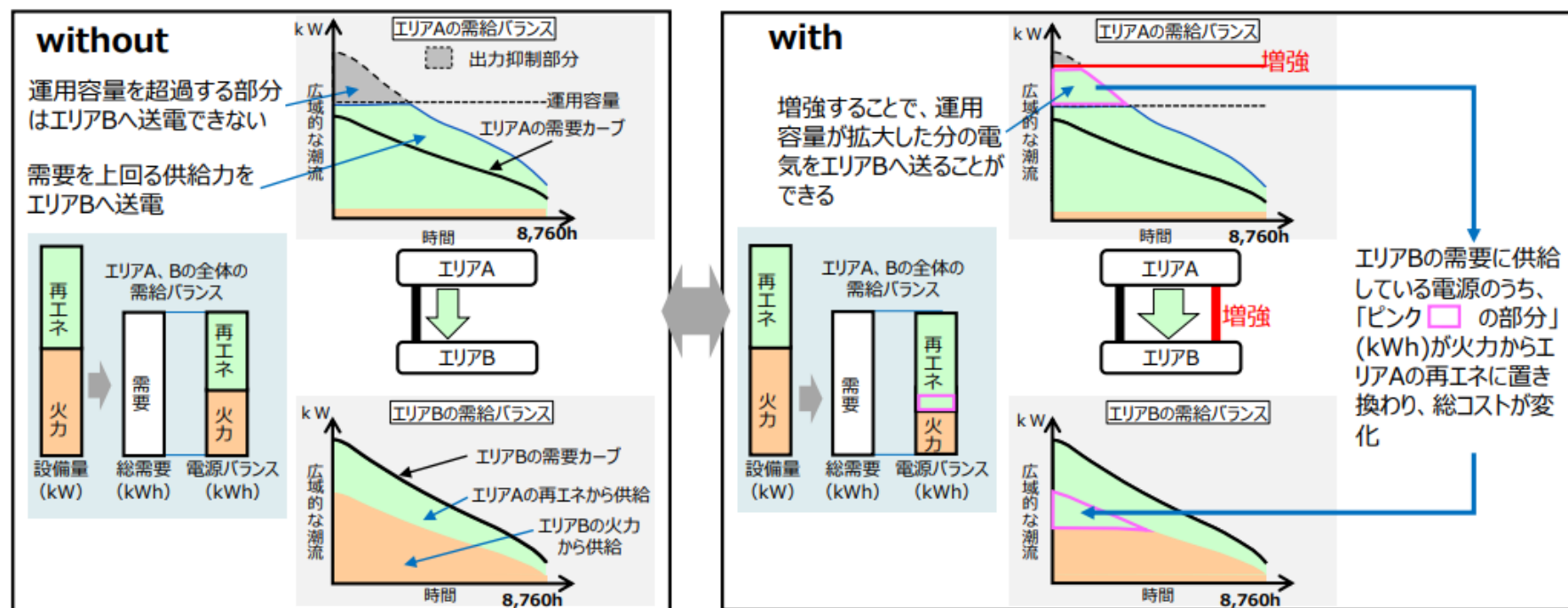
第13回 広域連系システムのマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会 (2021年10月22日) 資料2から抜粋

(参考) 燃料費等の差替え (総コストの変化) のイメージ

20

■ 増強により再エネの電気が需要地に運ばれ、火力と置き換わる単純なイメージを示す。

- 各エリアの供給力には、電源ポテンシャル (発電設備の設備量) を設定 (整備計画の具体化では評価時点で把握している電源ポテンシャルを設定)
- withoutで増強前の系統において総コスト (燃料費 + CO2対策コスト) を算出、withで増強後の系統における総コストを算出
- withとwithoutにおける総コストの変化分を算出



費用便益評価

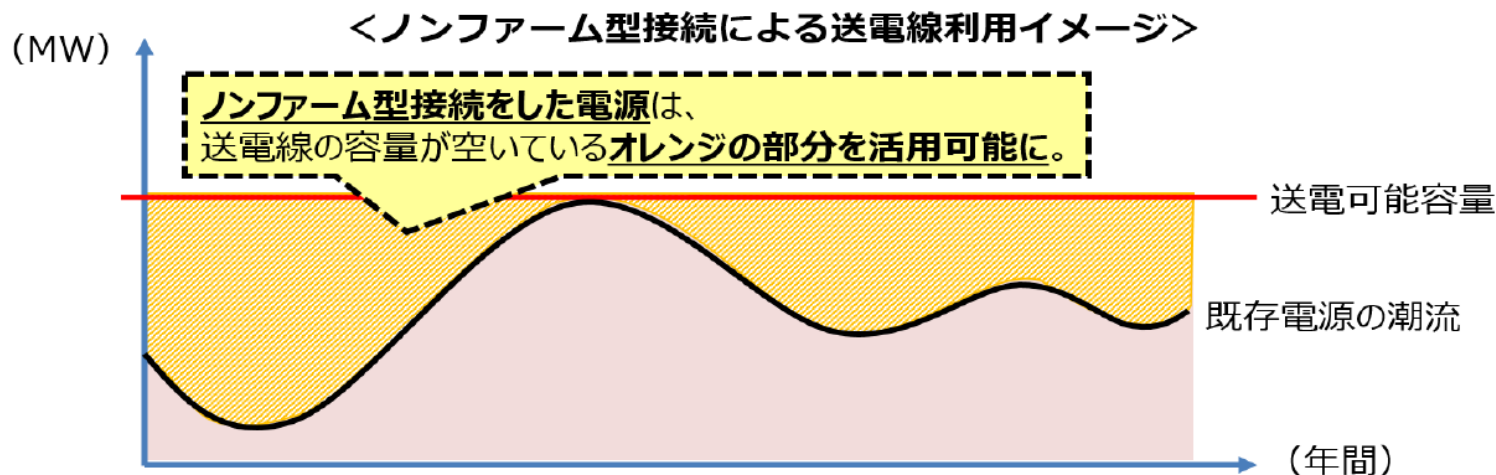
便益 = with と without における総コスト (燃料費 + CO2対策コスト) の変化分  
 [ このイメージにおける便益 = □ kWh × (火力の「燃料費 + CO2対策費」円/kWh) ]

費用便益評価 B/C = 便益 (総コストの変化分) / 増強にかかる費用


再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
電力ネットワークの次世代化に向けた中間とりまとめ (2021年9月3日) から抜粋

## (2) ノンファーム型接続の全国展開

- 再エネの導入拡大の鍵となる送電線の増強には一定の時間を要することから、**早期の再エネ導入を進めるための方策の1つとして、2019年以降、送電線混雑時の出力制御を条件に新規接続を許容する「ノンファーム型接続」を試行的に実施**している。
- 具体的には、**2019年9月から千葉エリア**において、また、**2020年1月から北東北エリア及び鹿島エリア**において先行的に実施してきたが、その他の地域においても、**2021年中の全国展開**を目指し、検討を行い、結果として**2021年1月より全国の空き容量の無い基幹系統において受付を開始した。**



(参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容  
(新旧対照表：業務規程) ①

【業務規程】		【業務規程】
<p style="text-align: center;">＜変更前＞</p> <p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画(以下「流通設備計画」という。)について、第51条第1号の規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</p>		<p style="text-align: center;">＜変更後＞</p> <p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画(以下「流通設備計画」という。)について、第51条第1号 <u>又は第2号ア若しくはウ</u>の規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</p>

変更の内容が、「記載の適正化」のみの条文は掲載省略。

# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：業務規程) ②

## 【業務規程】

### <変更前>

(計画策定プロセスの開始)

第51条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。

一 本機関が、次のア又はイの観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に該当すると認めた場合

ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、一般送配電事業者たる会員の供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点

イ 広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系システムの混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合

ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点

イ 広域的取引の環境整備 個別の広域的な電力取引に起因する広域連系システムの混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

ウ 電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点

三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合



## 【業務規程】

### <変更後>

(本機関の発議による計画策定プロセスの開始)

第51条 本機関は、次の各号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。

一 本機関が、次のア又はイのいずれかの要件に該当し、電気の安定供給の確保のため必要と認める場合

ア 複数の発電機の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）が発生した場合

イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、大規模停電等が懸念され電気の安定供給を確保する必要がある場合

二 本機関が、次のアからウまでのいずれかの要件に該当し、広域的な電力取引の環境の整備が必要と認める場合

ア 将来の電源の開発動向を基に広域連系システムの混雑を把握し、そのシステムの混雑を緩和することによる社会的な便益及び系統整備に要する費用を評価し、便益が費用を上回ることが見込まれる場合

イ 次条第1項の評価の結果、アの要件に相当する場合

ウ その他広域連系システムの整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、広域系統整備を検討すべき合理性がある場合  
合  
(削る)

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価)

第51条の2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより電気供給事業者から広域連系系統を増強するよう申出があった場合には、その増強を検討する必要性について、次の各号に掲げる事項を確認した上で、前条第2号アに規定する要件に相当する評価を行う。

一 申出を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限量  
二 計画策定プロセスにより既に検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件において、申出のあった広域連系系統の増強の計画がないこと

2 本機関は、前項第1号の確認に際し、災害による流通設備の故障、流通設備の作業停止その他申出を行った電気供給事業者の発電設備等の出力制限が生じた期間に偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を除外するものとする。

3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面で通知するものとする。

4 本機関は、電気供給事業者からの申出があった場合は、第1項の評価結果を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告する。



# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：業務規程) ④

## 【業務規程】

### <変更前>

(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)

第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。

(電気供給事業者の募集手続)

第57条 本機関は、前条の検討に際し、必要と認める場合は、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。

2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討を行う。

## 【業務規程】

### <変更後>

(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)

第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。

第57条 削除



# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：業務規程) ⑤

## 【業務規程】

### <変更前>

(接続検討の回答)

第72条 (略)

2 (略)

3 本機関は、前条の規定による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。

一 系統連系工事に広域連系システムの増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第51条第2号ウの規定により本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続

二 特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス（第75条に定める。以下同じ。）の対象となる可能性がある場合 電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続



## 【業務規程】

### <変更後>

(接続検討の回答)

第72条 (略)

2 (略)

3 本機関は、前条の規定による接続検討の結果、特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス（第75条に定める。以下同じ。）の対象となる可能性がある場合には、第1項の回答及び説明に加え、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。

(削る)

(削る)

(参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容  
(新旧対照表：業務規程) ⑥

【業務規程】

<変更前>

(一般送配電事業者等が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)

第73条 本機関は、一般送配電事業者等から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者等が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者等が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。

2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。



【業務規程】

<変更後>

第73条 削除



# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 業務規程第51条第1号に規定する計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

#### 一 安定供給に関する検討開始要件

ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（ただし、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。）が発生した場合

イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合

#### 二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。ただし、連系線の空容量の算定に当たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものと取り扱う（以下、エにおいて同じ。）。

イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する翌日取引において、過去1年間に市場分断処理（約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。）を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合

以降次スライド



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

第33条 削除

【送配電等業務指針】 <変更前>

前スライドから

ウ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限（託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。）が発生している事実が確認されたとき

エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者（ただし、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。）から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス（ただし、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。）において定めた基本要件の増強容量を超過した場合

オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第9条第1項の報告を受けた場合で、契約申込み又は電源接続案件一括検討プロセスの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき。ただし、系統連系希望者が広域系統整備計画又は電源接続案件一括検討プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。

以降次スライド

【送配電等業務指針】 <変更後>

(第33条 削除)



【送配電等業務指針】 <変更前>

前スライドから

カ その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合

2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を除外の上、要件適合性を判定するものとする。

3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項の規定により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告するとともに公表する。

一 第1項第2号ア、イ及びエの要件 四半期に1回

二 第1項第2号ウの要件 年1回

4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者又は配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第91条第1項第2号から第3号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者又は配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(第33条 削除)

# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：送配電等業務指針) ④

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

(広域系統整備に関する提起 を行うことができる電気供給事業者)

第34条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を行うことができる。

- 一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること。
- 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウまでを満たしていること。
  - ア 既設の電源(ただし、最大受電電力を増加させる場合を除く。)を用いた広域的な電力取引を希望していること。
    - イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること。
    - ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。
- 三 電源設置に関する提起 次のアからエまでを満たしていること。
  - ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下、この条において同じ。)により、広域的な電力取引を行おうとしていること。
  - イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること(連系ができない旨の回答である場合を含む。)
  - ウ 設置しようとする電源の出力の合計(ただし、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること。
  - エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。

以降次スライド



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

(広域系統整備に関する提起)

第34条 一般送配電事業者は、本機関に対して、電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起を行うことができる。

(削る)  
(削る)

(削る)

以降次スライド

【送配電等業務指針】 <変更前>

前スライドから

- 2 複数の電気供給事業者は、共同で本機関に対し広域系統整備に関する提起を行うことができる。この場合、当該複数の電気供給事業者の希望する広域的な電力取引の量又は設置しようとする電源の出力の合計値に基づき、前項第2号イ及び第3号ウの要件の充足性を判断する。

(新設)

(新規)



【送配電等業務指針】 <変更後>

前スライドから

- 2 前項の規定により広域系統整備に関する提起を行おうとする一般送配電事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいてこれを行わなければならない
- 3 広域系統整備に関する提起を行った一般送配電事業者（以下「検討提起者」という。）は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合等を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
- 一 広域系統整備に関する提起の取下げ
  - 二 検討提起者の地位の承継（新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有している場合に限る。）
  - 三 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更

- (電気供給事業者による広域連系系統の増強を求める申出)
- 第34条の2 電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により、自らが維持し、及び運用する発電設備等の出力に制限が生じており、当該設備の出力が制限されることで事業性に影響すると判断した場合には、本機関に対し、広域連系系統を増強するよう申し出ることができる。

# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑥

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

### (広域系統整備に関する提起等)

第35条 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、本機関に対して広域系統整備に関する提起を行わなければならない。

- 一 費用負担の意思及び財務的能力
- 二 拡大を希望する広域的な電力取引量
- 三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期
- 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給区域
- 五 その他本機関が必要と認める事項

2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）のうち、前条第1項第2号又は第3号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第57条第1項の規定により、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。

3 検討提起者は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- 一 広域系統整備に関する提起の取下げ
- 二 検討提起者の地位の承継（ただし、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）

以降次スライド

## 【送配電等業務指針】 <変更後>

第35条 削除



# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑦

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

前スライドから

- 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少
- 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ
- 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更

(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)

第36条 業務規程第51条第2号の規定による計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

- 一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要があると認められること。
- 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウまでを満たすこと。
  - ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること。
  - イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条の規定により決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。
  - ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること。

## 【送配電等業務指針】 <変更後>

(第35条 削除)

第36条 削除



【送配電等業務指針】 <変更前>

(電気供給事業者の募集及び応募等の手続)

第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条の規定により、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。

2 電気供給事業者は、広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有している場合に限り、前項の募集に対して、応募することができる。

3 電気供給事業者は、本機関が計画策定プロセスごとに定め公表する募集要綱に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。

一 費用負担の意思及び財務的能力

二 拡大を希望する広域的な電力取引量

三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期

四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給区域

五 その他本機関が必要と認める事項

以降次スライド



【送配電等業務指針】 <変更後>

第40条 削除



# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑨

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

前スライドから

- 4 募集に応じた電気供給事業者（以下「応募事業者」という。）のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者であって、接続検討の申込みを行っていない者については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事業者が応募後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募はなかったものとして取り扱う。
- 5 応募事業者は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
  - 一 広域系統整備に関する応募の取下げ
  - 二 応募者の地位の承継（ただし、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）
  - 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少
  - 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ
  - 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

(第40条 ~~削除~~)

# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑩

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

(接続検討の回答)

第85条 (略)

2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。

一 系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれる場合  
業務規程第72条第3項第1号に掲げる内容

二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容

三 (略)

3 一般送配電事業者等は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者等は、その旨も併せて報告するものとする。

4 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号の規定に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

(接続検討の回答)

第85条 (略)

2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。

(削る)

二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項に掲げる内容

二 (略)

(削る)

3 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が、前項第1号の規定に該当する場合には、業務規程第72条第3項の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。

# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑪

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

### (計画策定プロセス開始の要否の確認)

第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。

- 一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合
- 二 第120条の4第1項第1号の規定により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合
- 三 電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれることが判明した場合

2 一般送配電事業者等は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。

3 一般送配電事業者等は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

### (広域連系系統の工事が含まれる契約申込み等の報告)

第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。

- 一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合
- 二 第120条の4第1項第1号の規定により系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合
- 三 電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれることが判明した場合

(削る)

(削る)

# (参考) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更の内容 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑫

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)

第120条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。

二 系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号の規定により広域系統整備に関する提起を行っている場合

三・三 接続検討の回答日から1年を経過した場合



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)

第120条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。

(削る)

二・三 接続検討の回答日から1年を経過した場合

1. 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）  
【スライド 2 ～ 27】
  - マスタープランを踏まえた計画策定プロセスの検討開始等に関する変更
2. N - 1 電制本格適用に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド 28 ～ 39】
  - N - 1 電制の本格適用に関する変更

再生可能エネルギー電源の大量導入に対応するため、空容量がない流通設備に電源が連系する場合の系統増強工事の代替手段として、新規電源を電制対象とするN - 1 電制<sup>(※1)</sup>の先行的な適用が2018年10月より開始されている。

さらに、今後の系統混雑前提の設備形成下において、混雑を緩和することで系統の更なる有効利用を図るとともに効率的な設備形成を行うため、新規電源だけではなく既存電源も含めた電源を電制対象とする「N - 1 電制本格適用」を2022年度から開始する予定。

※1 単一設備故障時にレ-システムで瞬時電源制限を行うことで、運用容量を拡大する仕組み。



また、今後の系統整備は社会的な便益が費用を上回る場合に一般負担で行われる等の理由から、N - 1 電制に係る費用負担については、これまでの新規電源の負担から一般負担とすることが国の審議会<sup>(※2)</sup>において提案された。

※2 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会



これらに対応するため、

- ・N - 1 電制装置の設置及びN - 1 電制に関する費用負担に関するルールの整備が必要。
- ・また、N - 1 電制を行ったことによって生じる費用の妥当性確認等は、中立性、透明性、専門性の観点から、広域機関において実施するための規定の整備が必要。

## [変更内容]

## (N - 1 電制装置の設置)

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、効率的な設備形成の観点から、N - 1 電制装置の設置が適当だと判断した電源に対して、N - 1 電制装置の設置を求めることが可能となる旨規定
- N - 1 電制装置の設置を求められた電源は、正当な理由がない限り、N - 1 電制装置の設置その他のN - 1 電制実施に関する対応を行わなければならない旨規定

## (N - 1 電制に関する費用負担)

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、N - 1 電制装置の設置等に関する費用及びN - 1 電制を行ったことにより生じる費用等<sup>(※)</sup>を負担しなければならない旨規定
- 一般送配電事業者及び配電事業者は、N - 1 電制を行ったことにより生じる費用<sup>(※)</sup>を負担する場合には、本機関の確認等の回答を事前に得なければならない旨及び本機関はその費用について妥当性確認等を行う旨規定

※発電抑制を受けたことにより代替電源の調達により追加的に発生する費用や、電制されたことにより生じる逸失利益（FIT 固定買取、FIP プレミアム等）や電源が電力系統から切り離された場合の再起動に係る費用等をいう。

上記のうち、N - 1 電制の費用負担に関する規定は、「経済産業大臣の認可を受けた日」又は「全ての一般送配電事業者によるN - 1 電制の費用精算に関する託送供給約款の変更の効力が生じた日」のいずれか遅い日から施行する旨規定

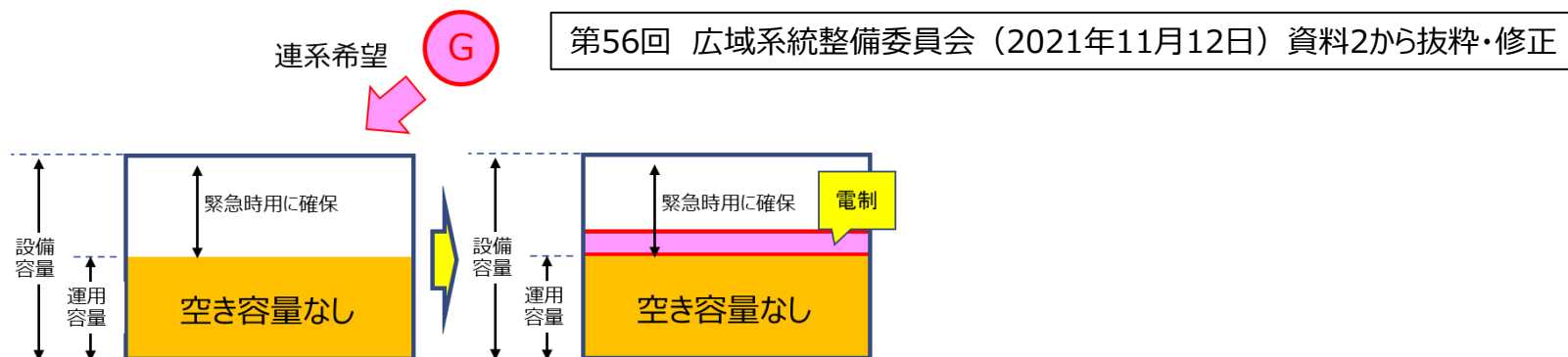
【業務規程第64条の4】<新設>

【業務規程附則（令和 年 月 日）第1条第2項】<新設>

【送配電等業務指針第64条の2】<新設>

【送配電等業務指針附則（令和 年 月 日）第1条第2項】<新設>

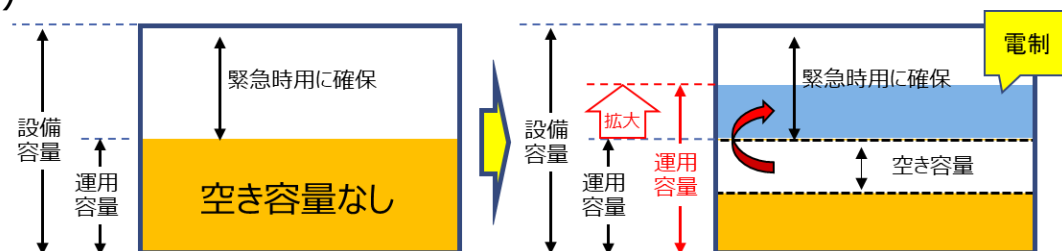
N-1電制先行適用  
(2018年～)



事故時には自らが電制されることを条件に、常時は使用を想定しない緊急時用に確保している容量※に新規電源を接続

※ 2回線送電線の1回線停止等においても送電が問題なく継続できるよう、常時は空けている容量

N-1電制本格適用  
(2022年度開始予定)



運用容量内の既連系電源に電制装置を設置し新たに電制対象とすることにより、既連系電源の容量を、緊急時用に確保している容量側の使用に変更

上記により運用容量が拡大することになり、電力系統の更なる有効活用を図る

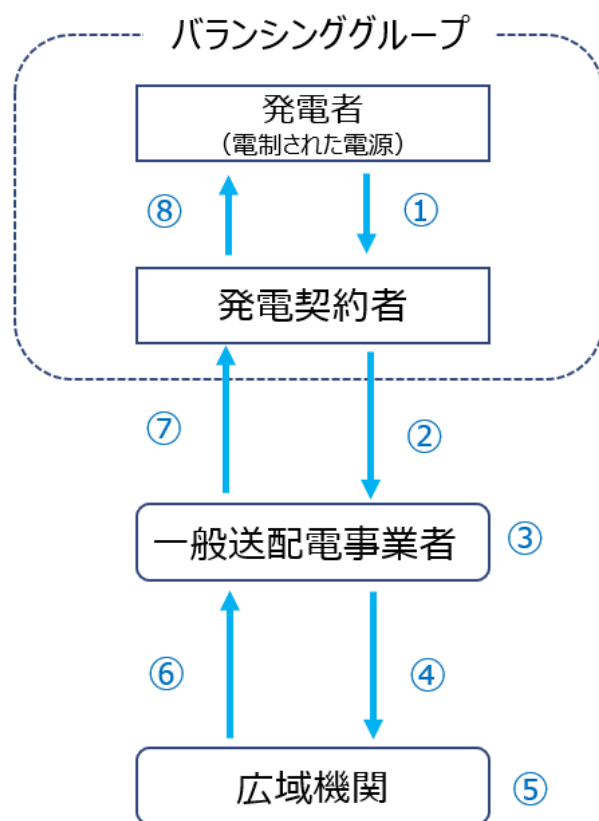


## N-1電制の費用負担の在り方の論点

- 電力広域機関の広域系統整備委員会において、N-1電制の本格適用に必要な費用及び考え方の議論が行われている。（次スライド以降参照。）
- **①初期費用**に関しては、電力広域機関の提案のとおり、今後の系統整備が受益者となる発電事業者を特定せず社会的な便益が費用を上回る場合に行われることを考慮すれば、**この考え方に倣い、一般負担\*とする**こととしてはどうか。
  - \* N-1電制を適用する系統・条件等については、関係機関において一定の規律を整理することとする。
- **②オペレーション費用**に関しては、今後ローカル系統でのノンファーム型接続や再給電方式の導入といった系統利用ルールの変更を予定しており、**発電事業者の新たな負担やN-1電制のオペレーション費用のみ独自の考えで開始することに伴う制度設計への影響や、制度変更の都度、費用負担を見直す必要がある点などを踏まえると、電力広域機関の提案のとおり、当面は一般負担とする**こととしてはどうか。なお、この一般負担の整理は過渡的な扱いであり、今後、混雑エリアの発電事業者の費用負担の在り方について整理を行う中で検討を深めることとする。
- なお、仮にこれら費用を一般負担と整理した場合、レベニューキャップ制度において適切に託送料金に計上される必要がある。当該制度における扱いについては、関連業務を担当する電力・ガス取引監視等委員会にて整理を行うこととしてはどうか。

## (参考) 電制発生時の費用精算のイメージ

25

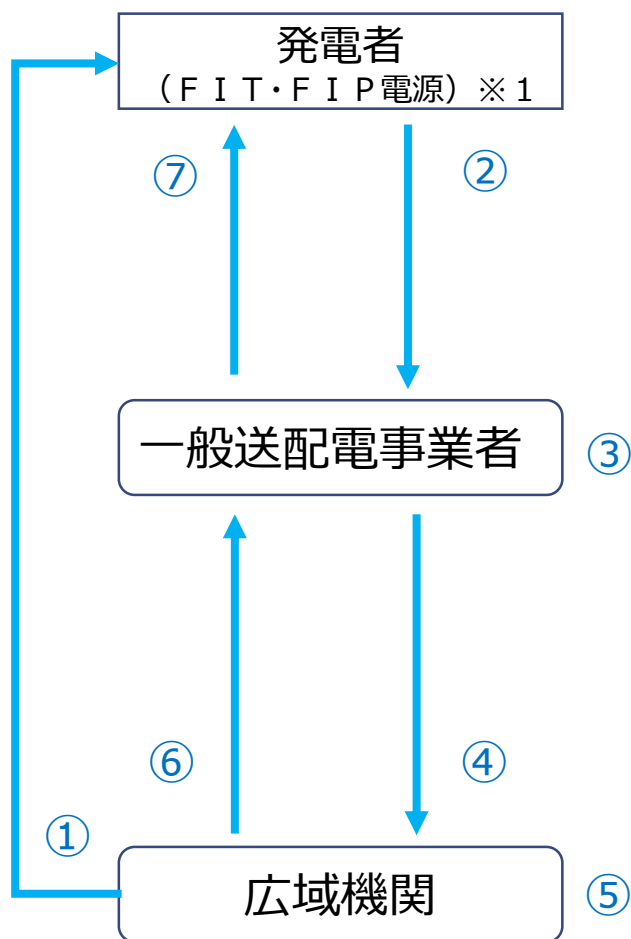


	対応概要
①	再起動に要した費用を根拠資料と一緒に発電契約者へ提出※ <sup>1</sup>
②	発電者から提示された再起動費用 (根拠資料含む) と、発電者電制により発電契約者に生じた代替電源調達費用 (根拠資料含む) を一送へ提出※ <sup>1</sup>
③	発電契約者から提出のあった実績について、一送所有の実績との乖離がないことを確認 (再起動時間は一送の記録とあっているか、電制kWは一送の記録と合致しているか等) ※ <sup>2</sup>
④	一送から、一送所有の実績と整合を確認した「再起動費用」「代替電源調達費用」 (根拠資料を含む) を広域機関へ提出
⑤	一送から提出のあった「再起動費用」「代替電源調達費用」の妥当性を確認 (内容に疑義があれば一送や発電契約者等に確認する) ※ <sup>3</sup>
⑥	広域機関から妥当性確認結果を連絡
⑦	一送から「再起動費用」「代替電源調達費用」を支払い
⑧	発電契約者から「再起動費用」を支払い

※<sup>1</sup> 再起動費用の根拠資料は、必要に応じ、発電者と発電契約者との事前調整により、発電契約者を經由せず、発電者から一送へ直接提出することも可とする。

※<sup>2</sup> 両者の実績に乖離があった場合は、一送～発電契約者～発電者間で確認・調整する。

※<sup>3</sup> 妥当との判断にならない可能性がある場合、別途、電力・ガス取引監視等委員会等と当該オペレーション費用の扱いを検討する。



	対応概要
①	(FIP電源) プレミアム価格を通知
②	(FIP電源) 代替電源調達費用、広域機関から通知されたプレミアム価格、再起動に要した費用を根拠資料と一緒に一送へ提出 (FIT電源) 再起動に要した費用とN-1電制の対象となった電源の固定買取価格を根拠資料と一緒に一送へ提出
③	発電者から提出のあった実績について、一送所有の実績との乖離がないことを確認 (再起動時間は一送の記録とあっているか、電制kWは一送の記録と合致しているか 等) ※2
④	一送から、 (FIP電源) 「代替電源調達費用」「プレミアム価格」「再起動費用」 (FIT電源) 「再起動費用」「固定買取価格」 を根拠資料を含めて広域機関へ提出
⑤	一送から提出のあった上記費用の妥当性を確認 (内容に疑義があれば一送や発電者に確認する) ※3
⑥	広域機関から妥当性確認結果を連絡
⑦	一送から (FIP電源) 「代替電源調達費用」「プレミアム価格」「再起動費用」 (FIT電源) 「再起動費用」「固定買取価格」 を支払い

※1 代表例として、FIT電源は特例制度③、FIP電源は市場売電の場合を記載している。  
 ※2 両者の実績に乖離があった場合は、一送～発電者間で確認・調整する。  
 ※3 妥当との判断にならない可能性がある場合、別途、電力・ガス取引監視等委員会等と当該オペレーション費用の扱いを検討する。

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

第4節 その他

(電力設備の単一故障発生により発電抑制した場合の費用精算に関する妥当性確認)

第64条の4 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、N-1故障(送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障をいう。)の発生時に保護継電器による速やかな発電抑制(以下「N-1電制」という。)が行われたことにより、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定めるところによりN-1電制の費用に関する資料の提出を受けた場合は、本機関が別に定める基準により妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

2 本機関は、前項の実施に必要と判断したときは、一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員又は当該電気供給事業者に対して、追加の資料の提出を求めることができる。

3 本機関は、第1項の確認等を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認等の結果を速やかに書面にて回答する。

(新設)

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第64条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者によるN-1電制の費用精算に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。

【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

(電力設備の単一故障発生による発電抑制)

第64条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制（N-1故障時に保護継電器による速やかな発電抑制を行うことをいう。以下同じ。）を実施することで、運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると判断した流通設備において、N-1電制を実施することができる。

2 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制装置（N-1電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等をいう。以下同じ。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して、当該発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者、又は当該発電設備等を新規に送電系統へ連系を行う電気供給事業者に対して、N-1電制装置の設置を求めることができる。

3 前項の求めを受けた電気供給事業者は、正当な理由がない限り、一般送配電事業者又は配電事業者が指定する発電設備等にN-1電制装置の設置その他のN-1電制を実施するための必要な対応をしなければならない。

4 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の規定によりN-1電制装置を設置した電気供給事業者に係る発電契約者又はN-1電制装置を設置した特定契約者（一般送配電事業者、配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気措置法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。以下同じ。）に対して、N-1電制装置の設置等に関する費用を負担しなければならない。

以降次スライド

【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

前スライドから

5 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1 電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。

一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、N-1 電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合に、その電気の供給を受けるために要した費用から、N-1 電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電に要したであろう費用 (FIT 電源が発電抑制の対象となった場合は、当該 FIT 電源が供給したであろう電力量に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 (平成 24 年経済産業省令第 46 号) 第 22 条 (FIT 電源が一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者以外と特定契約を締結している場合には同規則附則第 13 条第 1 項) に規定する回避可能費用単価を乗じた額) を差し引いた額

二 発電抑制の対象となった FIT 電源が、N-1 電制が実施されなかったとした場合に、発電により再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 2 に規定する調整交付金として得られたであろう収益に相当する額から、N-1 電制が実施されなかったとしたときに当該 FIT 電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額

以降次スライド





【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

前スライドから

三 発電抑制の対象となったF I P電源が、N-1電制が実施されなかったとした場合に、発電により再生可能エネルギー電気特措法第2条の2に規定する供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額（発電抑制の対象となったF I P電源が再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している場合は、発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の2に規定する調整交付金として得られたであろう収益に相当する額から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該F I P電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額）

四 発電抑制の対象となった発電設備等が電力系統から切り離された場合に、当該発電設備等を再度起動するために必要となる燃料費等の費用に相当する額

6 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の額を負担する場合には、電気供給事業者から提出を受けた前項各号に掲げる費用及び収益に関する資料及び一般送配電事業者又は配電事業者と当該電気供給事業者の間でN-1電制の実績確認を行ったことを証する資料を本機関に提出し、業務規程第64条の4第1項の規定により本機関が行う確認等の回答を事前に得なければならない。

7 一般送配電事業者若しくは配電事業者又は電気供給事業者は、本機関から業務規程第64条の4第2項の規定により追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。



【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第64条の2第4項から第7項までの規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者によるN-1電制の費用精算に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。

